

温 対 第 3 1 3 号  
平成 2 2 年 7 月 1 4 日

埼玉県電気工事工業組合理事長 様

埼玉県環境部温暖化対策課長  
(公印省略)

「埼玉県省エネリフォーム・エコアップ促進事業補助金」について (通知)

県温暖化対策の推進については、日ごろから格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、既存住宅の断熱性能を高め、エネルギー効率の向上等に寄与する設備等の導入を促進し、家庭部門における二酸化炭素排出量の削減を図るため、住宅版エコポイント発行の対象となる窓などの断熱改修の施工に併せ、省エネ設備等を設置する場合の設置費の一部を補助する制度を創設しました。

つきましては、補助金交付要綱の概要及びチラシを送付いたしますので、貴組合員の皆様に周知くださるようお願いいたします。

なお、本補助制度の概要は下記のとおりです。

記

1 補助対象者

自ら居住する県内の既存住宅において、住宅版エコポイントの対象となる窓等の断熱改修(省エネリフォーム)に併せ、省エネ設備等を設置、使用する者に対し設置費の一部を補助する。

補助対象者	県内に自ら居住する 既存住宅において	省エネリフォーム 省エネ設備等設置	の両方を行う者
-------	-----------------------	----------------------	---------

2 補助金交付の対象となる省エネ設備等及び補助金の額

補助金の対象となる省エネ設備等	補助金の額
潜熱回収型給湯器 (通称「エコジョーズ」又は「エコフィール」)	2万円
CO2冷媒ヒートポンプ給湯器 (通称「エコキュート」)	4万円
ガスエンジン給湯器 (通称「エコウィル」)	4万円
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム (通称「エネファーム」)	20万円
太陽熱利用システム (自然循環型)	2万円
太陽熱利用システム (強制循環型)	4万円
地中熱利用システム	20万円

ただし、一世帯につき1台までとし、2種類以上の設備を設置する場合は、高い方の額の補助金を交付する。

3 申請期限

平成 2 3 年 2 月 2 8 日 (月) まで

4 ホームページアドレス

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/ecoup-reform.html>

担 当 温暖化対策課 エコエネルギー推進担当  
電 話 048-830-3069  
FAX 048-830-4777

